



2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 日 本 冶 金 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浦 田 成 己
(コード番号 5480 東証プライム市場)
問 合 せ 先 総 務 部 長 佐 久 間 剛
(TEL : 03-3272-1511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 26 日開催予定の第 143 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本年 3 月 11 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、定款の一部を次のとおり変更するものであります。

- (1) 監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 業務を執行しない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2．定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 26 日（予定）

以 上

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 第 1 条 当社は日本冶金工業株式会社と称し、英文では Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.と表示する。 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 鉄、ニッケル、コバルト、クローム、マンガン、石炭に関連する鉱山の経営ならびに試掘、採掘および製錬 2. 特殊鋼および軽合金の製造加工ならびに販売 3. ニッケル、コバルト、銅、チタニウム、ジルコニウム、タングステン等の非鉄金属、その合金およびセラミックスの製造加工ならびに販売 4. 廃棄物の処理ならびに廃棄物の再生処理 5. 土壌および地下水の調査、分析、浄化処理ならびに再生処理 6. 公害防止機械、輸送・運搬用機械、電気溶接機および鋼構造物の製造ならびに販売 7. 厨房・浴室用設備機器、衛生設備機器、空調設備機器および建築資材の製造ならびに販売 8. 土木、建築および配管工事の設計、監理ならびに請負 9. 不動産の売買、貸借、管理ならびに動産の賃貸および貸金業 10. スポーツ施設、宿泊施設、レストランおよび遊園地の経営ならびに給食業	第 1 章 総則 第 1 条 当社は、<u> </u>日本冶金工業株式会社と称し、英文では、<u> </u>Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.と表示する。 第 2 条 当社は、<u> </u>次の事業を営むことを目的とする。 1. 鉄、ニッケル、コバルト、クローム、マンガン、石炭に関連する鉱山の経営ならびに試掘、採掘および製錬 2. 特殊鋼および軽合金の製造加工ならびに販売 3. ニッケル、コバルト、銅、チタニウム、ジルコニウム、タングステン等の非鉄金属、その合金およびセラミックスの製造加工ならびに販売 4. 廃棄物の処理ならびに廃棄物の再生処理 5. 土壌および地下水の調査、分析、浄化処理ならびに再生処理 6. 公害防止機械、輸送・運搬用機械、電気溶接機および鋼構造物の製造ならびに販売 7. 厨房・浴室用設備機器、衛生設備機器、空調設備機器および建築資材の製造ならびに販売 8. 土木、建築および配管工事の設計、監理ならびに請負 9. 不動産の売買、貸借、管理ならびに動産の賃貸および貸金業 10. スポーツ施設、宿泊施設、レストランおよび遊園地の経営ならびに給食業

現行定款	変更案
11. 農産物、畜産物および水産物の生産、加工ならびに販売 12. 倉庫業、旅客・貨物運送業、港湾運送業、海上運送業および通関業 13. 損害保険代理業および生命保険媒介業 14. コンピュータ情報システムの開発および販売 15. 前各号に附帯関連する一切の事業	11. 農産物、畜産物および水産物の生産、加工ならびに販売 12. 倉庫業、旅客・貨物運送業、港湾運送業、海上運送業および通関業 13. 損害保険代理業および生命保険媒介業 14. コンピュータ情報システムの開発および販売 15. 前各号に附帯関連する一切の事業
第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。	第3条 当社は、<u> </u>本店を東京都中央区に置く。
第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、<u> </u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> < 削除 > 3. <u> </u>会計監査人
第5条 当社の公告は<u>電子公告により行う</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に<u>掲げる</u>。	第5条 当社の公告<u>方法は、</u><u>電子公告とする</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に<u>掲載して行う</u>。
第2章 株式および株主	第2章 株式および株主
第6条 当社の発行可能株式総数は5千5百80万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、<u> </u>5千5百80万株とする。
第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。	第7条 当社は、<u> </u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> < 新設 > — 当社の株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置きその他の株主名簿等に関する一切の事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> — <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> — 当社の株主名簿および新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置きその他の株主名簿等に関する一切の事務は、<u>株主名簿管理人に委託し、</u>当社においてはこれを取扱わない。
第 10 条 （条文省略）	第 10 条 （現行どおり）
第 11 条 株主は、その有する单元未満株式について<u>次の</u>権利以外の権利を行使することができない。 1．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3．株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利 4．次条に定める請求をする権利	第 11 条 株主は、その有する单元未満株式について、<u>次に掲げる</u>権利以外の権利を行使することができない。 1．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3．株主の有する株式数に応じて募集株式の<u>割当て</u>および募集新株予約権の割当<u>て</u>を受ける権利 4．次条に定める請求をする権利
第 12 条 （条文省略）	第 12 条 （現行どおり）
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条 （条文省略）	第 13 条 （現行どおり）
第 14 条 当社の株主総会は定時および臨時の 2 種とし定時株主総会は毎年	第 14 条 当社の株主総会は、<u>定時</u>および臨時の 2 種とし、<u>定時株主総会</u>

現行定款	変更案
決算期の翌日から 3 月以内にこれを招集し臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。	は、<u>毎年</u>決算期の翌日から 3 <u>カ</u>月以内にこれを招集し、<u>臨時</u>株主総会は、<u>必要</u>に応じてこれを招集する。
第 15 条 （条文省略）	第 15 条 （現行どおり）
第 16 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたり取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第 16 条 株主総会の議長は、<u>取締役</u>社長がこれにあたり、<u>取締役</u>社長に事故あるときは、<u>取締役</u>会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、<u>他の</u>取締役がこれにあたる。
第 17 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	第 17 条 当社は、<u>株主</u>総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、<u>電子</u>提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第 18 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。	第 18 条 株主総会の決議は、<u>法令</u>または定款に別段の定め<u>がある</u>場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。
第 19 条 株主は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし	第 19 条 株主は、<u>代理人</u>をもってその議決権を行使することができる。ただ

現行定款	変更案
その代理人は当会社の議決権を有する株主 1 名に限る。この場合株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	し、<u>その代理人は、</u>当会社の議決権を有する株主 1 名に限る。この場合、<u>株主または代理人は、</u>株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第 20 条～第 21 条（条文省略）	第 20 条～第 21 条（現行どおり）
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
第 22 条 当会社の取締役は <u>10</u> 名以内とし株主総会でこれを選任する。 ＜新設＞ ＜新設＞ — 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 — 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第 22 条 当会社の取締役は、<u>15</u> 名以内とする。 — <u>取締役のうち、監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u> — <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> — 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 — 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
第 23 条 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 ＜新設＞	第 23 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、<u>選任後 1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結のときまでとする。</u> — <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>

現行定款	変更案
< 新設 > 第 24 条 取締役会の決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名を選定することができる。 第 25 条 当会社を代表する取締役は取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。 第 26 条 取締役会長は取締役会の議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは取締役社長、取締役社長に事故あるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。 第 27 条 取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して会日の 2 日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要ある場合はこの限りでない。 第 28 条 当会社は取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができる取締役に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該	<u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u> 第 24 条 取締役会の決議をもって取締役会長(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) 1 名、取締役社長(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) 1 名を選定することができる。 第 25 条 当会社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中からこれを選定する。代表取締役は各自会社を代表する。 第 26 条 取締役会長は、<u>取締役会の議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、</u><u>取締役社長が、</u><u>取締役社長に事故あるときは、</u><u>取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、</u><u>他の取締役がこれにあたる。</u> 第 27 条 取締役会の招集は、<u>各取締役に</u><u>対して、</u><u>会日の 2 日前までに通知を発するものとする。ただし、</u><u>緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</u> 第 28 条 当会社は、<u>取締役会の決議事項について、</u><u>取締役(当該事項について議決に加わることができる取締役に限る。)</u><u>の全員が、</u><u>書面または電磁的記録により同意したときは、</u>

現行定款	変更案
決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> < 新設 > 第 29 条 取締役会に関する規程は別に取締役会の決議をもってこれを定める。 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。 第 31 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、<u>会社法</u>第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。 第 5 章 <u>監査役および監査役会</u>	当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。 第 29 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第 30 条 取締役会に関する規程は、別に取締役会の決議をもってこれを定める。 第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第 32 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u> 第 5 章 <u>監査等委員会</u>

現行定款	変更案
第 32 条 <u>当会社の監査役は 5 名以内とし株主総会でこれを選任する。</u> — <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	< 削除 >
第 33 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>	< 削除 >
第 34 条 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期が終了するときまでとする。</u>	< 削除 >
第 35 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u>	第 33 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第 36 条 <u>監査役会の招集は各監査役に対して会日の 2 日前までに通知を発するものとする。ただし緊急の必要のある場合はこの限りでない。</u>	第 34 条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して、会日の 2 日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要のある場合はこの期間を短縮することができる。</u>
第 37 条 <u>監査役会に関する規程は別に監査役会の決議をもってこれを定める。</u>	第 35 条 <u>監査等委員会に関する規程は、別に監査等委員会の決議をもってこれを定める。</u>
第 38 条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	< 削除 >
第 39 条 <u>当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって同法第 423 条第 1 項の監査役</u>	< 削除 >

現行定款	変更案
<u>(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> — <u>当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>	< 削除 >
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 40 条 当社の会計監査人は株主総会でこれを選任する。	第 36 条 当社の会計監査人は、<u>株主総会</u>でこれを選任する。
第 41 条 会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	第 37 条 会計監査人の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>の終結のときまでとする。 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
第 42 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会</u>の同意を得て取締役会でこれを定める。	第 38 条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て取締役会でこれを定める。
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 43 条 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。その事業年度末日に決算を行う。	第 39 条 当社の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。その事業年度末日に決算を行う。
第 44 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。	第 40 条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

現行定款	変更案
第 45 条 当社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。 第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 前項の金銭には利息をつけないものとする。 < 新設 >	第 41 条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u> 第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払を開始した日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 前項の金銭には、<u>利息をつけないものとする。</u> <u>附則</u> <u>1 .当社は、第 143 期定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

以上